（職務に応じた待遇の確保）

第六条　国は、雇用形態の異なる労働者についてもその待遇の相違が不合理なものとならないようにするため、事業主が行う通常の労働者及び通常の労働者以外の労働者の待遇に係る制度の共通化の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2　政府は、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下この項において同じ。）の置かれている状況に鑑み、派遣労働者について、派遣元事業主（同法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主をいう。）及び派遣先（同法第三十条の二第一項に規定する派遣先をいう。以下この項において同じ。）に対し、派遣労働者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇についての規制等の措置を講ずることにより、派遣先に雇用される労働者との間においてその業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇の実現を図るものとし、この法律の施行後、三年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

（雇用環境の整備）

第七条　国は、労働者がその意欲及び能力に応じて自らの希望する雇用形態により就労することが不当に妨げられることのないよう、労働者の就業形態の設定、採用及び管理的地位への登用等の雇用管理の方法の多様化の推進その他雇用環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

2　国は、前項の施策を講ずるに当たっては、雇用形態により労働者の待遇や雇用の安定性について格差が存在する現状を踏まえ、通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善及び通常の労働者以外の労働者から通常の労働者への転換が促進されるよう、必要な配慮を行うものとする。

（教育の推進）

第八条　国は、国民が職業生活設計の重要性について理解を深めるとともに、労働者が主体的に職業生活設計を行い、自らの選択に応じ充実した職業生活を営むことができるよう、職業生活設計についての教育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、次項の規定は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第　　号）の施行の日から施行する。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

2　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律の一部改正）

第十八条　労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「同法第二十三条第一項」を「同条第四号」に、「同法第三十条の二第一項」を「同号」に改める。

（調整規定）

3　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日が国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行の日以後である場合には、前項のうち労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律附則に一条を加える改正規定中第十八条を第十九条とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

電波法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年九月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十五号

電波法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第十項の規定に基づき、この政令を制定する。

電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「。）が」の下に「次の各号に掲げる」を加え、「四千九百メガヘルツから五千メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局（法第七十一条の二第二項に規定する特定公示局をいう。以下この条において同じ。）の円滑な開設を図るために行われる同項に規定する旧割当期限を平成十七年十一月三十日とする」を削り、「次項」を「以下この条」に改め、「に係る特定公示局」の下に「（法第七十一条の二第二項に規定する特定公示局をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「十年」を「当該各号に定める期間」に改め、同項に次の各号を加える。

一　四千九百メガヘルツから五千メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局の円滑な開設を図るために行われる旧割当期限（法第七十一条の二第二項に規定する旧割当期限をいう。次号において同じ。）を平成十七年十一月三十日とする周波数割当計画の変更　十年

二　九百メガヘルツから九百十五メガヘルツまでの周波数を使用する特定公示局の円滑な開設を図るために行われる旧割当期限を平成二十七年十一月三十日とする周波数割当計画の変更　一年

第十二条第二項中「免許人等が」の下に「次の表の上欄に掲げる」を加え、「法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項、第五項及び第六項の」を「同表の中欄に掲げる規定に規定する」に、「移動する無線局にあっては二〇円、移動しない無線局にあっては五七〇円」を「同表の下欄に掲げる金額」に改め、同項に次の表を加える。

前項第一号に掲げる周波数割当計画の変更	法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項、第五項及び第六項	移動する無線局にあっては二〇円、移動しない無線局にあっては五七〇円
前項第二号に掲げる周波数割当計画の変更	法第百三条の二第十項の規定により読み替えて適用される同条第一項及び第七項	一円

附　則

この政令は、平成二十七年十二月一日から施行する。

総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三